

## 「防災どんたく」実行委員会 規約

(名 称)

第 1 条 この実行委員会は、「防災どんたく」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）といたします。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、「防災どんたく」を実施し、多くの市民が楽しみながら参加し、体を動かし体験し防災に関する知識や経験を身につけることで防災に関する意識の向上を図ることを目的とします。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 「防災どんたく」の実施に関わる企画、運営に関すること。
- (2) その他、実行委員会の目的を達成するために必要なこと。

(構 成)

第 4 条 実行委員会は、趣旨に賛同する別表-1 に掲げる団体と個人をもって構成します。

(役 員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置きます。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 世話人 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2. 役員は、実行委員会の委員の中から互選します。

3. 役員の任期は1年とします。但し、再任することができます。

(役員会)

第 6 条 役員会は前条の役員をもって構成します。

(役員職務)

第 7 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括します。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行します。
3. 世話人は、委員長を助け、会務を処理します。
4. 会計は、実行委員会の会計処理を行います。
5. 監事は、委員会の事務及び会計を監査します。

(実行委員会)

第 8 条 実行委員会は、必要に応じて委員長が招集し、次の事項を審議、決定します。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

2. 実行委員会の議長は、委員長が任命します。

3. 実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定します。

(事務局)

(旧事務局：NPO 安全で安心な市民生活の会ライフサポート内)

第 9 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を社団法人福岡県建築士会福岡支部内に置きます。

(経 費)

第 10 条 実施に必要な経費は、助成金、寄付金、協賛金及びその他の収入をあてます。

(事業年度)

第 11 条 実行委員会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日をもって終わります。

(その他)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が別に定めます。

附 則

この規約は、平成20年1月20日から施行します。

この規約は、平成20年10月13日から施行します。

この規約は、平成22年11月23日から施行します。